

①短期留学奨学金（第二種）

短期留学奨学金（第二種）は、国内の学校在学中に海外大学等に「短期留学※」する方を対象とした奨学金制度です。

※3ヶ月以上1年以内。ただしダブルディグリープログラムの場合は最長2年間。

《制度概要》

◆奨学金の種類

第二種奨学金（有利子貸与奨学金。在学中は無利子）

★利率の算定方法は「利率固定方式」または「利率見直し方式」のいずれかを選択

◆貸与月額

3万円・5万円・8万円・10万円・12万円の中から希望の額を選択します。

◆保証制度

①か②のいずれかを選択します。

①人的保証制度：連帯保証人及び保証人を選任

②機関保証制度：保証機関の連帯保証を受ける。（保証料の支払いが必要）

◆貸与対象者

3ヵ月以上1年以内で下記のいずれかに該当する留学を予定している方。

※ダブルディグリー・プログラムで学位取得に1年以上の期間を必要とし、大学等が認めている場合は2年以内

1. 学生交流に関する協定等に基づく留学（交換留学・認定留学など）
2. 留学により取得した単位が在籍する大学等の単位として認定されることが前提となっている留学（本学との協定校）
3. 大学院レベルの研究留学で国内在籍学校長が有意義と認める留学

◆留学時特別増額貸与奨学金〈別紙参考〉

留学時に必要な一時資金として、月額とは別に留学時1回限りの増額貸与を申し込むことができます。10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の中から希望の額を選択します。

★選択した貸与月額の初回振込時に併せて振り込みます。（留学前の振込不可）

★留学時特別増額貸与奨学金のみの申請はできません。

◆注意事項

- ・国内で貸与を受けている第二種奨学金を留学中に継続し、第二種奨学金（短期留学）と併用して貸与を受けることはできません。

- ・国内の奨学金を休止し、第二種奨学金（短期留学）の貸与を受けた場合、その貸与期間も国内奨学金の貸与期間として通算されます。

《新規出願手続きの手順》

1. 奨学金係窓口で説明資料を受け取る（入力期間の約2週間前より配布）
2. 資料を基に必要書類を準備する
3. 準備した必要書類を基に、入力下書き用紙を記入し、インターネット入力をする
4. インターネット入力を済ませた上で、必要書類を学生課奨学金係窓口へ提出する
※上記手続きは、出願に係る手続きです。採用後、別途手続きが必要となります。

◆平成29年度 第二種奨学金（短期留学）出願期間

募集回	留学先受入許可開始月	インターネット入力・書類提出期間
第1回	平成29年4月 ～平成29年7月	平成29年1月6日（金）～ 平成29年1月20日（金）
第2回	平成29年8月 ～平成29年11月	平成29年4月3日（月）～ 平成29年5月12日（金）
第3回	平成29年12月 ～平成30年3月	平成29年8月2日（水）～ 平成29年9月15日（金）

◆提出書類 ※希望される方は学生課奨学金係窓口で説明資料をお受け取りください

- ①「留学中における奨学金の取扱いに関する確認書」
- ②「収入に関する証明書類」を添付した「所得証明書綴り」
- ③「スカラネット入力下書き用紙」（※下書きをしてあるもの）
- ④「第二種奨学金（短期留学）確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」
※「海外の大学等に短期留学予定の奨学金を希望する皆さんへ」43ページを切り取り、そこに収入に関する証明書類を添付
※父・母両方の収入に関する証明書が必要です（無収入の場合も証明書必要）
※詳しくは「海外の大学等に短期留学予定の奨学金を希望する皆さんへ」を参照

《採用候補者の決定から採用まで》

1. 日本学生支援機構にて選考ののち、採用候補者に決定した方には、「第二種奨学金（短期留学）採用候補者決定通知」及び「第二種奨学金（短期留学）留学届」等を、学生課奨学金係窓口にて交付します。
2. 留学前の指定の日までに、「第二種奨学金（短期留学）留学届」、「受入許可証」等を学生課奨学金係窓口へ提出してください。（留学前の振込みはできません）
3. 採用時に「返還誓約書」の提出が必要です。（留学中に手続きをしていただきます）
4. 奨学金は本人名義の日本国内の口座へ毎月1回振り込まれます。